

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(平成30～32年度)の策定について

1 計画の策定

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定する。また、計画の策定にあたっては、本市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、健康増進計画など関連分野の計画と調和を図るとともに、大阪府が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合性のとれた計画とする。

(1) 計画期間

平成30～32年度の3か年計画。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定する。

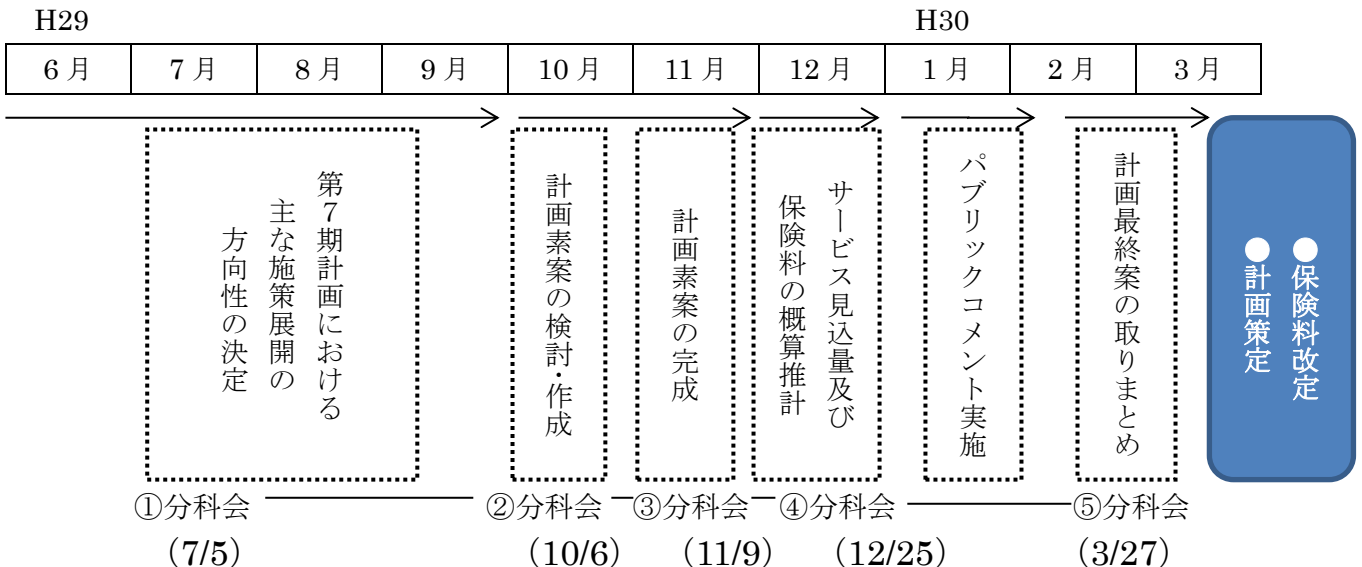
(参考) 第5期(平成24～26年度) 保険料基準月額 5,349円  
第6期(平成27～29年度) 保険料基準月額 6,128円



※第7期以降の介護保険事業計画は、2025年に向け市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とする必要がある。

(2) スケジュール

平成29年 7月～9月 第7期計画における主な施策展開の方向性の決定  
10月～12月 計画素案検討・作成、計画素案完成、サービス見込量及び保険料の概算推計  
平成30年 1月 パブリックコメント実施  
平成30年 3月 計画策定、介護保険料の改定(介護保険条例の改正)



## 2 高齢者施策を取り巻く状況と課題

### (1) 国の動向

#### ① 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を充実させていくことが重要

##### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

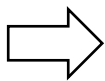
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定  
計画に介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載

##### 2 医療・介護の連携の推進等

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

##### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・市町村による地域住民と行政等による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化



地域の課題や資源を把握し、できる限り住み慣れた地域において生活できるよう、また家族にとって過重な介護負担が強いられないよう、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要

#### ② 介護保険制度の持続可能性の確保

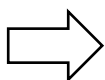
保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。また、介護納付金における総報酬割を導入する。

##### <介護納付金における総報酬割導入の取組>

- ・各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「報酬額に比例した負担」とする。

##### <重点化・効率化の取組>

- ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ



介護保険制度を持続させていくためには、保険料の上昇をできる限り抑えることが必要

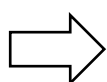
## (2) 堺市の高齢者人口等の状況

	2017年3月末（平成29年）	
人口	842,545人	—
65歳以上人口	229,321人	高齢化率 27.2%
うち75歳以上人口	107,500人	後期高齢化率 12.8%
要介護等認定者数（1号のみ）	50,654人	認定率 22.1%
うち認知症高齢者数 ※	22,253人	要介護等認定者の 43.9%

（企画部調査統計、介護保険事業状況報告3月報告分）

※認定調査票において日常生活自立度Ⅱ以上と判定された方

日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態



高齢者の社会的孤立を防ぐため、地域ぐるみで高齢者等を見守る仕組みづくりなどの急速な高齢化の進行を見据えた施策検討が必要

## 3 堺市の基本理念と計画目標

### (1) 基本理念

高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、

「安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」

を基本理念として、計画の実現に取り組む。

### (2) 計画目標

高齢者が安心してすこやかに、いきいきと暮らすことができるよう、地域で高齢者の生活の安心を支える地域包括ケアシステムを構築するために、基本理念に基づく以下の3つの視点を計画の目標として取り組む。

#### ① 生活の安心を支える

高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した生活を送ることができるよう、また、家族にとって過重な介護負担が強いられることのないよう、支援を進める。また、高齢者だけでなく全ての市民の方が安心して生活できるよう、地域全体で支え合うしくみの構築を目指す。

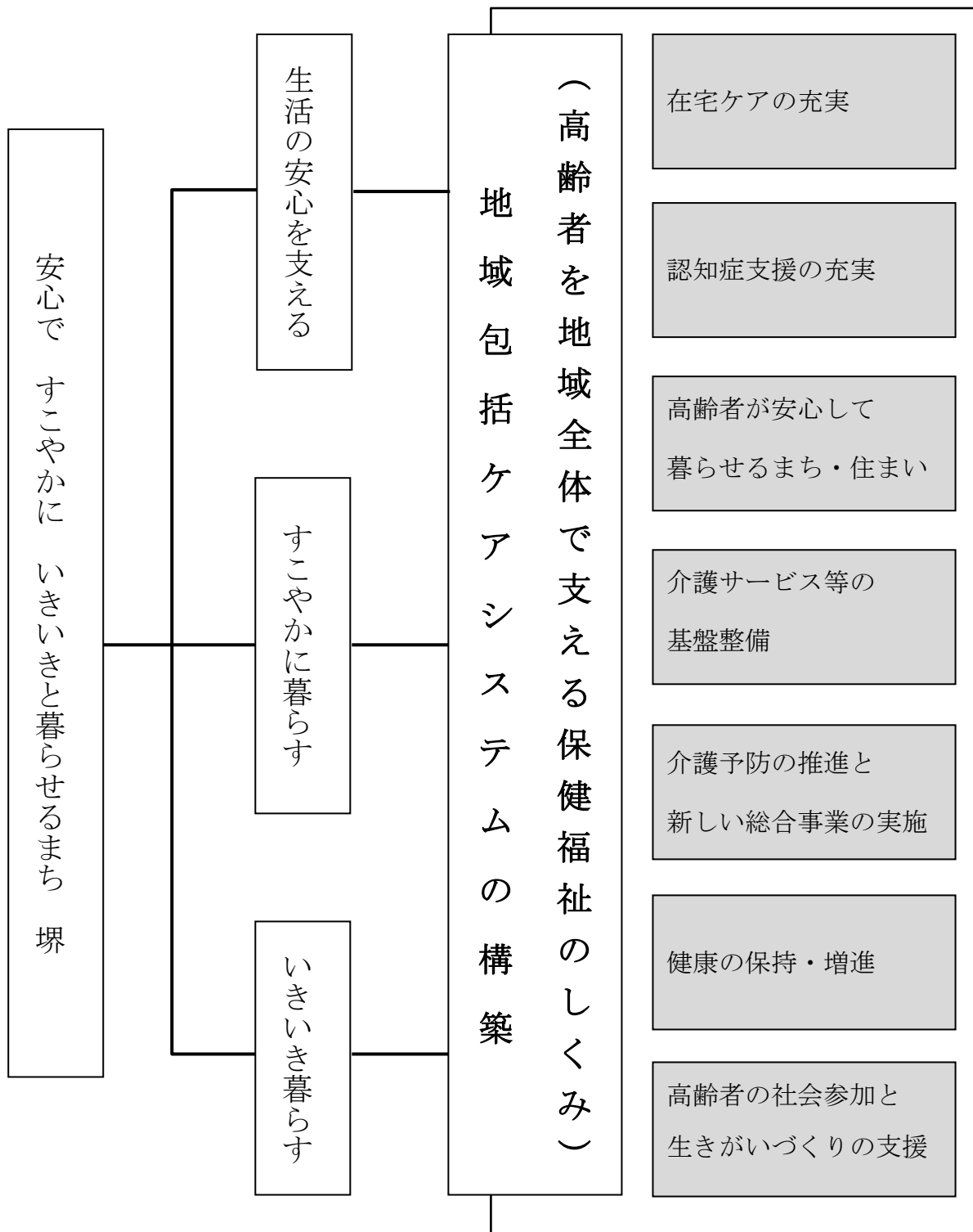
#### ② すこやかに暮らす

高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう支援を一層推進する。

#### ③ いきいき暮らす

生きがいつくりや生涯学習、就業・就労、地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動など、高齢者自身が主体的かつ積極的に社会参加ができるように、環境づくりを一層推進する。

(3) 施策体系



#### (4) 主な取組事項（案）

##### ア 在宅ケアの充実

###### ○前期計画における取組評価と課題

- ・高齢者実態調査によると、半数以上の方が「自宅で最期まで過ごしたい」という希望があり、自宅での看取りまでを含めた在宅医療の充実が重要となる。併せて、本人や家族も在宅医療について理解を深める必要がある。
- ・今後はさらに、医療関係者、介護関係者の相互の意思疎通を図り、多職種間での連携を進めることが重要となることから、多職種間での情報共有、特に入・退院時における連携のために、相談窓口を設置することとした。当該窓口を活かすために、情報の集約化や必要な情報を効率的に共有するためのツールの普及が求められている。

これまで多職種連携に関する事例検討や研修に取り組んできたが、さらに顔の見える関係づくりをさらに進める必要がある。

- ・在宅医療を中心的に支えるかかりつけ医や訪問看護師等を増やしていくことが重要となる。また、在宅における病状急変時の対応、認知症の方への対応、緩和ケアや看取りへの対応等について、情報の共有の方法や相談支援体制などを充実させていく必要がある。
- ・在宅ケアに関して、看取りなども含めて、本人や家族の心構えなど、市民に理解を進めていくことが重要である。
- ・住み慣れた地域で安心した生活を続けるためのサービスである地域密着型サービス、特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、充実していく必要がある。

###### ○今期計画での方向性

高齢者の状況に応じて、医療・介護・生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供する体制（連携）を整える。

##### 取組事項

- 医療・介護の連携強化
- 地域包括支援センターの運営
- 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- 市民への情報提供の充実や意識の啓発

## イ 認知症支援の充実

### ○前期計画における取組評価と課題

- ・高齢化に伴い、認知症高齢者の数も増加することが見込まれることから、早期発見・早期診断・早期対応の仕組みをさらに充実する必要がある。
- ・医療と介護に関わる全ての専門職と、市民が、認知症の対応力の向上に努める必要がある。
- ・在宅で生活する高齢者のみの世帯や認知症高齢者が在宅で生活する数も増加が推測されるので、消費者被害の防止、権利擁護支援の充実、成年後見制度の周知など在宅生活を支援する方策の構築が必要となる。

### ○今期計画での方向性

医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、認知症の方や家族への支援体制を整えるとともに、地域における認知症への理解が得られる環境を整える。

#### 取組事項

- 認知症に関する普及啓発の推進
- 認知症への適切な対応
- 認知症家族等への支援や居場所づくり
- 権利擁護支援の充実
- 消費者被害の未然防止及び救済
- 認知症予防の推進

## ウ 高齢者が安心して暮らせるまち・住まい

### ○前期計画における取組評価と課題

- ・新規の住宅や施設においては、バリアフリー化やユニバーサルデザインが主流になってきているものの、既存の住まい等は十分でないこともあるので、バリアフリー化を進めて行く必要がある。
- ・災害時において、避難行動要支援者が円滑に安全に避難できるように、平時から支援の備えを整える必要がある。
- ・住まいの種類が多様化しており、その質の確保を担保していく必要がある。

### ○今期計画での方向性

自宅のバリアフリー化やサービス付き住宅への入居など、各々の希望と経済力に叶った「住まい」が確保される環境を整備する。

#### 取組事項

- 住宅改修等の推進
- サービス付き高齢者向け住宅等の質の確保に向けた取組の推進
- バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- 災害等緊急時に備えた支援の充実

## エ 介護サービス等の基盤整備

### ○前期計画における取組評価と課題

- ・介護相談員の派遣や事業者への指導・助言、ケアプラン点検等の介護給付適正化事業、費用負担軽減制度の実施・周知などを通じて、介護サービスの質の向上と円滑な利用に向けた環境づくりを行ってきたが、今後も引き続き取り組みを推進し、安心して介護サービスを適切に利用できる環境をつくっていく必要がある。
- ・介護保険制度の持続可能性を高めるために、制度の仕組みについてだけでなく、制度の理念となる自立支援の考え方について、市民の理解を深めていく必要がある。
- ・介護が必要な方に必要なサービスを提供するために、その基盤となる介護人材の確保に向けた取り組みを進めてきたが、堺市高齢者等実態調査では、介護事業者が持つ職員の不足感は前回結果より高まっていることから、人材確保や介護職の定着・育成に向けた取組の一層の充実が必要である。
- ・介護保険施設の整備については、住宅系サービスの整備状況等も踏まえて、入所希望者の状態像やニーズに応じた整備が進むよう、手法を検討していく必要がある。

### ○今期計画での方向性

介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組も十分行われ、介護人材を円滑に確保できており、介護サービスの質が良く、利用者が安心して多様なサービスを利用できる環境を整える。

#### 取組事項

- 介護サービスの質の向上
- 介護人材の確保・育成
- 介護保険施設の適切な整備
- 介護給付適正化事業の推進
- 費用負担への配慮
- 介護保険制度に関する啓発、相談、苦情対応等



## オ 介護予防の推進と新しい総合事業の実施

### ○前期計画における取組評価と課題

- ・住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けるためには、本人・家族が自分の持てる力を活用して生活する「自立支援」の考え方を理解することが重要である。
- ・新しい総合事業における介護サービス等の利用により、本人の希望や生活に沿った在宅生活の可能性についての市民への周知が必要である。
- ・将来どのような生活支援がどれくらい必要になるのか、需要・供給の実態や見通しが十分把握できていないため、サービスの種類や実施数が伸び悩む可能性がある。生活支援サービスを創出する仕組みや、サービスをコーディネートしたり、担い手を増やしたりする専門的な支援が必要である。
- ・在宅生活では、家族介護者の負担を軽減し、支える人への支援も充実させていくことが必要である。また、スムーズな情報提供や介護負担感を減らすためには、理解者を増やす啓発が必要である。

### ○今期計画での方向性

増加する「介護予防」と「生活支援」のニーズに対し、高齢者の自立と、地域での「互助・共助」が促進されるような、多様なサービス提供体制を整える。

#### 取組事項

- 介護予防事業の再編と普及啓発
- リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
- 介護予防・生活支援サービス事業の実施

## 力 健康の保持・増進

### ○前期計画における取組評価と課題

- ・高齢期に自立した健康な生活を送るためには、多くの市民が若い頃から健康づくりに取り組み、そのことが介護予防につながる取組を主体的に実践することが重要である。
- ・心身機能の維持・向上という観点のみならず、健康寿命の延伸や社会参加、生きがいつくり等、多様な選択肢で健康づくりを考える必要がある。
- ・生活習慣病などの疾病の重症化予防となるように健康教育や健康相談をさらに進める必要がある。
- ・これまで保健センター等で実施してきた事業では、参加時の機能の維持・増進など一定の効果が示されているが、参加者が限定されていることや事業終了後に高齢者が自主的に継続することが難しいなどの課題があるため、楽しく参加できるプログラムの検討や、地域住民主体で働きかけていく仕組みの工夫を行うなど、さらに広く住民が自ら健康づくり・介護予防に継続的に取り組める環境づくりが必要となる。

### ○今期計画での方向性

教育関係機関、企業、医療機関等とともに、それぞれの特性を活かして、相互に連携しながら、高齢者を含む市民の主体的な健康づくりを総合的に支援する。

#### 取組事項

- 地域に根ざした健康づくり
- 生活習慣病などの疾病の重症化予防

## キ 高齢者の社会参加と生きがいの支援

### ○前期計画における取組評価と課題

- ・住み慣れた地域での生活を継続していくためには、公的サービス以外にも様々な主体によるサービスや住民が主体となった支援が重要である。
- ・必要に応じて、地縁組織を活かした取組やサービスの創出や、資源とニーズのマッチング、担い手を増やすなど、地域の実情に応じた地域福祉の専門的な支援が必要である。
- ・生きがいのために、老人クラブ活動の活性化、シルバー人材センター等を通じた高齢者の活躍の場の確保をさらに促進していく必要がある。
- ・介護の負担を減少させ、在宅介護を続けるうえでの介護者の休息（レスパイト）の重要性について普及啓発を進めるとともに、介護者支援の担い手を養成し、活動支援を進める必要がある。

### ○今期計画での方向性

高齢者の生きがいづくり活動や社会参加を促進する環境を整える。

#### 取組事項

- 社会参加のための情報提供ときっかけづくり
- 担い手の育成
- 社会参加の機会の提供
- 家族介護者等への支援の充実